

銀行等保有株式取得機構に関する命令 の一部を改正する命令の概要

1. 発行会社の要件

発行会社（機構の会員と相互に株式を保有する関係にある会社であって銀行等以外のものをいう。以下同じ。）として、以下の会社を規定

- ・ 株式の買取りの申込みをした日において、6月間継続して、銀行株を保有している会社の発行する株式を当該銀行が保有している場合における当該会社
- ・ 持株会社形態の持合を念頭に、株式の買取りの申込みをした日において、6月間継続して、銀行株を保有している会社の親会社が発行する株式を当該銀行が保有している場合における当該会社

2. 特別株式買取り・発行会社株式買取りに係る株式の要件

特別株式買取り（機構が会員から買い取る株式の買取りのうち、事前の届出が必要なものをいう。）及び発行会社株式買取り（機構が発行会社から先行して買い取る株式の買取りのうち、事前の届出が必要なものをいう。以下同じ。）に係る株式の要件として、6ヶ月以上保有している株式を規定

3. 発行会社からの株式の買取りに係る報告事項

機構が発行会社から株式の買取りをした場合における報告事項として、以下の事項を規定

- (1) 発行会社株式買取り以外の株式の買取り（機構が発行会社から先行して買い取る株式の買取りのうち、事前の届出が必要ないものをいう。）
 - ・ 買取りの日
 - ・ 株式を売却した発行会社名
 - ・ 株式の銘柄及び株式数
 - ・ 買取りの価額及びその算定方法
 - ・ 受取手数料の金額
- (2) 発行会社株式買取り
 - ・ 上記(1)に掲げる事項
 - ・ 発行会社株式買取りに係る株式の要件に関する事項
 - ・ 株式を売却した発行会社から当該発行会社の発行する株式の購入の請求があった場合は、その旨

4. その他

所要の規定の整備を行う。